

大分県報

令和五年
三月六日
号外（一五）

（月曜日）

目次

告示

知事管理漁獲可能量の一部変更……………一
くろまぐろ（小型魚）の採捕の停止の解除……………一

○告示

大分県告示第百三三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第十六条第五項の規定により、知事管理漁獲可能量の設定（令和四年大分県告示第百五十九号）の一部を次のように変更したので、同項において準用する同条第四項の規定に基づき、公表する。

令和五年三月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一を次のように改める。

第一 くろまぐろ（小型魚）

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分

知事管理漁獲可能量

大分県くろまぐろ（小型魚）漁業区分

四・九トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 四・九トン

大分県告示第百四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十三条第二項第二号に掲げる場合に該当しなくなったと認められるため、くろまぐろ（小型魚）の採捕の停止に関する告示（令和五

年大分県告示第百二号）は廃止し、同号に定める者は、令和五年三月六日からくろまぐろ（小型魚）の採捕をすることができるものとする。
令和五年三月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞